

## 印西市における軽度者への居宅介護（介護予防）福祉用具貸与費算定の可否の判断

### に係る取扱いについて

平成 19 年 3 月 30 日付老振発第 0330001 号等による「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）」等の一部改正により、（介護予防）福祉用具貸与費のうち、要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の者（以下「軽度者」という。）に係る指定福祉用具貸与費の算定の可否の判断基準については、『ウ また、アにかかわらず次の i）から iii）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができる。（以下省略）』とされている。

これに伴い、当市における「軽度者への居宅介護（介護予防）福祉用具貸与費算定の可否の判断基準に係る取扱い」について、次のように取り決めることとする。

#### <判断方法> （老企第 22 号等より）

ア 原則として次の表の定めるところにより、認定調査票の基本調査の直近の結果を用い、その可否を判断する。

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。

ウ また、アにかかわらず、次の i）から iii）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断する。

#### <医師の医学的所見についての確認方法>

ア 主治医意見書による確認

イ 医師の診断書による確認

ウ 担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画書等に記載する医師の所見による確認

※担当の介護支援専門員は、医師の医学的所見については、単に福祉用具が必要ということや、疾病が該当しているというだけではなく、必ず、何の疾病で、i）から iii）のどの状態に該当するのかを確認すること。

※担当の介護支援専門員が、医師の所見を聴取した場合、所見を述べた医師の氏名及び病院名を居宅サービス計画書等に記載すること。

## <手続きの流れ>

### 1. ケアプランの原案作成 ⇒別表 1 に定める福祉用具貸与が特に必要と判断

※介護支援専門員は、軽度者への別表 1 に定める福祉用具貸与については、適切な判断に基づいて運用されなければならないため、単なる本人及び家族等の希望によってのみ利用できるわけではないことを理解していただき、必要な手続きを踏んで実施される旨を本人及び家族等に説明する。

### 2. 直近の基本調査の結果及び主治医意見書の確認

※介護支援専門員は、本人の同意を得たうえで、市に「要介護認定等資料提供申出書兼被保険者同意書」を提出し、情報提供を受ける。

### 3. 主治医の所見の確認

※介護支援専門員は、本人の同意を得たうえで、本人から診断書の写しをもらう、または、主治医と直接連絡をとるなどして医学的所見について聴取し、その内容を居宅サービス計画書等に記載する。

### 4. サービス担当者会議の開催

※介護支援専門員は、(例外的か否かに関わらず) 居宅サービス計画等に(介護予防)福祉用具貸与を位置づける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に(介護予防)福祉用具貸与が必要な理由を記載しなければならない(老企第 22 号等より)。

※検討のポイント

- ・本人の心身の状況及び本人、家族等の意向の確認
- ・当該福祉用具の必要性 (自立支援が阻害されることがないように留意する。)
- ・福祉用具専門相談員等の助言の確認
- ・主治医から得た情報の確認 (例外的貸与の場合は、判断基準に該当するかどうかの確認をする。)

以上の点をサービス担当者会議の要点に記載する。

※介護支援専門員は、少なくとも 6 月に 1 回はサービス担当者会議を開催して、利用者が継続して(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を検証し、継続して(介護予防)福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならない(老企第 22 号等より)。

### 5. 市への届け出 ⇒高齢者福祉課 介護認定給付係

※介護支援専門員は、居宅介護サービス計画等に軽度者への別表 1 に定める福祉用具貸与を位置づけようとする場合には、必ず、市に届け出る(すでに貸与している場合は、認定結果が出てからでも可)。

※市は、書面等確実な方法により確認しなければならないため、届け出には次の書類を提出する。

(提出書類)

- ・「軽度者への(介護予防)福祉用具貸与が例外的に必要な理由書」(別紙様式)
- ・居宅サービス計画等(コピー)
- ・サービス担当者会議の要点(コピー)
- ・担当医の診断書の写し(担当医の診断書により確認した場合)

## 6. 市の確認（教示）⇒決裁

※市は、必要に応じ地域包括支援センターとも協議し、提出された内容を精査し、該当すると思われる場合は、「軽度者への（介護予防）福祉用具貸与が例外的に必要な理由書」に、公印を押して介護支援専門員に返却する。

※居宅サービス計画等の内容について必要がある場合には、地域包括支援センターの職員が指導する。

※市は、コピーを保管し、「軽度者への居宅介護（介護予防）福祉用具の例外的貸与届出受付簿」に記載する。

※福祉用具の貸与の必要性については、6月に1回は検証が必要とされていることから、この確認結果は、認定の有効期間内に限り有効とし、介護支援専門員は、その都度届け出る。

## 7. （介護予防）福祉用具貸与の利用

※介護支援専門員は、当該「軽度者への（介護予防）福祉用具貸与が例外的に必要な理由書」を保管し、写しを、居宅サービス計画等とともに本人及び福祉用具貸与事業者に渡す。

※介護支援専門員は、この状況が改善されるよう努める。